

○ 農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前		
別 紙 別表（第2及び第8関係）			別 紙 別表（第2及び第8関係）		
事 業	事業細目	補 助 率	事 業	事業細目	補 助 率
(1)～(7) (略)	(略)	(略)	(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8) 農村地域防災減災事業 ア 調査計画事業 イ 整備事業 (7) (略) (イ) 災害管理施設等整備	(略)	(略)	(8) 農村地域防災減災事業 ア 調査計画事業 イ 整備事業 (7) 用排水施設等整備 (イ) 災害管理施設等整備	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	a (略)	(略)		a (略)	(略)
	b 農村防災施設整備事業	(略)		b 農村防災施設整備事業	(略)
	中山間地域で行うもの	(略)		中山間地域で行うもの	(略)
	甚大な被害発生地域で行うもの	(略)		甚大な被害発生地域で行うもの	(略)
	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条の規定による津波避難対策緊急事業計画	(略)		南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第12条の規定による津波避難対策緊急整備事業	(略)

に基づいて実施される避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（津波避難対策緊急事業に関する農林水産大臣の定める基準に適合するものに限る。）

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第11条の規定による津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（津波避難
2/3（中山間地域で行うものうち沖縄県、甚大な被害発生地域で行うものうち奄美群島及び沖縄県の中山間地域を除く。）

計画に基づいて実施される避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の整備を実施するもの（津波避難対策緊急事業に関する農林水産大臣の定める基準に適合するものに限る。）

（新設）

（新設）

	<u>対策緊急事業に関する農林水産大臣の定める基準に適合するものに限る。)</u>	
	実施計画策定等	(略)
	c (略)	(略)
ウ 体制整備事業 (7)・(イ) (略)	(略)	(略)
(9) (略)	(略)	(略)

(備考1)・(備考2) (略)

	実施計画策定等	(略)
	c (略)	(略)
ウ 体制整備事業 (7)・(イ) (略)	(略)	(略)
(9) (略)	(略)	(略)

(備考1)・(備考2) (略)

附 則
この通知は、令和4年7月5日から施行する。